

◎ 第143回定例研究会

10月17日(木)

於：静岡県評会議室

## 建設業一人親方の労働組合から見た 東海4県の公契約条例制定・改善運動 の経過と基本的運動方針に関する一考察

高橋 立顕 氏（建交労東海ダンプ支部 書記長・静岡県生公連事務局）

### （1）建交労東海ダンプ支部の運動について

①主に、建設国保や労災保険、各種申請事項などの「共済」を軸にして組合活動を展開しています。税法上は自営業者扱いで、確定申告を行い、労働基準法の適用はなく、労働組合法という点で労働組合が結成できます。

②今年度のダンプの積算直接工事費は、静岡県で約54,000円となっていますが、誰も支払われていません。元請が10,000円、1次下請が4~5,000円、2次下請が2~3,000円を手数料として搾取し、ダンプに回るのが35,000円/日程度。ここから、燃料代や必要経費を差し引くと、手元に残るのは10,000円未満です。

③「単価と労働条件改善」の経済闘争に取り組んでおり、公共工事が主体なので、「適正な単価の支払い」「適正な下請契約の締結」について指導強化せよと要請行動を展開している他、元請との直接交渉で単価改善を勝ち取っています。

### （2）公共工事発注者の基本的な考え方

①公共工事では、会計法や予算決算及び会計令に基づいて入札を行い、直接工事費を積算し、入札額を決めます。前年の労務費調査や機械や燃料の調査の額は、入札額を決めるだけにしか使わず、この額は「民民の契約を縛るものではない」ということ。よって、ダンプの一般運転手の今年度の労務費は20,200円ですが、これが支払われていなくても、何も問題にしないという姿勢があります。

②ダンピング防止のための低入札価格調査および

最低制限価格制度

③事務次官通達と盆暮れ通達でお茶を濁す国交省と各県

④適正な単価とは、適正な処遇改善ができる額という抽象的な基準

### （3）実行性のある公契約条例は民民契約にタッチできないという考え方の転換であること

①愛知県との要請行動では、条例で「適切な措置を講ずる」とあるにもかかわらず、労働者の賃金を「適正に」することを放棄した姿勢となっています。岐阜県との懇談では、賃金・単価が安いという認識を持ち、何とかしないとイケないけど、現状では実現困難という姿勢が見られました。条例の担当部局が、岐阜県が労働雇用課、愛知県が会計課という差が、条例制定後の姿勢に現れたものと考えられます。静岡県では、会計課が担当部局なので、条例制定後の運用の面で労働雇用課を軸にするなどの提起をするしかないと思われます。

②公契約条例制定の運動は、「民民契約にタッチできない」という役人の規範を変換させるという大きな運動です。

③公契約で働く労働者が「健康で文化的な生活」をする額を発注する側が決め、きちんと支払わせることが条例の意義であると思います。

### （4）今後の運動に関して

①静岡県単独で「規範転換」をすることは不可能

②末端で働く賃金労働者や一人親方の実態告発、賃金単価の引き上げなどの運動の展開

\*連絡先：静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F（静岡県評内）

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>